

## 富士見市地域福祉計画審議会条例の制定について

### 1 制定の趣旨

社会福祉法第107条第1項の規定に基づき、令和3年度からの次期地域福祉計画を策定するに当たり、同条第2項の規定に基づき、地域住民等の意見を反映させるため、富士見市地域福祉計画審議会条例を制定するもの

### 2 条例の内容

- ・ 第1条 富士見市地域福祉計画審議会を設置することを規定するもの
- ・ 第2条 所掌事務について、市長からの諮問に応じて審議し、答申することを規定するもの
- ・ 第3条 組織について、委員数は14人以内とし、市民、地域福祉の推進に係る機関等に従事する者及び学識経験者で構成することを規定するもの  

市民については民生委員、町会長、ボランティア活動をしている方、公募による方等を、地域福祉の推進に係る機関等については障がい・高齢・児童等の各分野の機関又は団体を、学識経験者については大学職員をそれぞれ想定している。
- ・ 第4条 任期については、委員を委嘱した日から答申した日までと規定するもの  

次期策定のための審議会は、令和2年度に4回開催する予定であり、第1回目で諮問、第2回目で策定案についての審議、第3回目でパブリックコメント後の審議を経た上、第4回目で答申をいただくことを予定している。
- ・ 第5条 会長及び副会長の選出、職務等を規定するもの
- ・ 第6条 審議会の会議の招集について規定するとともに、会議の定足数及び議事の表決数について規定するもの
- ・ 第7条 審議において会議への関係者の出席及び必要な資料の提出を求めることができることを規定するもの

- ・ 第8条 審議会の庶務については、健康福祉部が処理することを規定するもの
- ・ 第9条 この条例に定めるもの以外で、審議会の運営に関して必要な事項については、会長に定めることを委任すると規定するもの

### 3 条例施行日

令和2年4月1日から施行

# 富士見市地域福祉計画審議会条例

## (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく市の地域福祉計画（以下「富士見市地域福祉計画」という。）を策定するため、富士見市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、富士見市地域福祉計画について審議し、市長に答申する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、地域福祉の推進に係る機関又は団体に従事する者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による諮問事項を答申した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意

見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。